

【2－40 災害時等での施設利用の協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 香川東かがわ店
所 在 地	香川県東かがわ市川東 881 番地
店舗責任者名	SM 名 和田 好平
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	2006 年 8 月 4 日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む）には、甲が原状回復を行うものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

（事故等にかかわる責任）

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（備品等の提供）

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年6月29日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市
市長 上村 一郎

乙 東京都荒川区西日暮里 2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役 保 坂 明

様式第1号（第3条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

施 設 利 用 等 要 請 書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	・ 一時避難場所としての施設利用 ・ その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 宛

施設利用等終了連絡書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第10条の規定により、
下記のとおり、施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・ 一時避難場所の閉鎖 ・ その他（ ）
そ の 他	

※ 連絡先

担当：

電話：

様式第3号（第11条関係）

連絡担当者名簿

名 称	株式会社ダイナム		
所在地	東京都荒川区西日暮里 2-27-5		
代表者氏名	代表取締役 保 坂 明		
ダイナム担当部署	香川東かがわ店	電話番号	0879-26-3511
		F A X	0879-25-7655
		E-mail	-
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 ダイナム香川東かがわ店 ストアマネジャー			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第2順位者 ダイナム香川東かがわ店 店舗携帯電話			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第3順位者 経営企画部 地域共生担当			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			

名 称	東かがわ市		
所在地	香川県東かがわ市湊 1 8 4 7 - 1		
代表者氏名	上村 一郎		
担当部署名	危機管理課	電話番号	0879-26-1235
		F A X	0879-26-1320
		E-mail	hk-kikikanri@city.higashikagawa.kagawa.jp
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第2順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			
第3順位者			
			自宅・携帯
TEL（勤務時間外）			

【2－4 1 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定】

（目的）

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（地域ブロックの設置）

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、 兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、 和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、 岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、 山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、 愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、 大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとする。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。
この協定は、平成26年5月29日から施行する。
この協定は、平成26年12月17日から施行する。
この協定は、平成29年7月21日から施行する。
この協定は、平成29年8月14日から施行する。
この協定は、平成30年9月10日から施行する。
この協定は、令和元年5月23日から施行する。
この協定は、令和元年10月25日から施行する。
この協定は、令和2年3月13日から施行する。
この協定は、令和4年10月5日から施行する。

海ネット共助会員

大阪府	堺市長	永藤	英機
大阪府	岸和田市長	永野	耕平
大阪府	貝塚市長	藤原	龍男
大阪府	高石市長	阪口	伸六
大阪府	忠岡町長	杉原	健士
大阪府	岬町長	田代	堯
兵庫県	姫路市長	清元	秀泰
兵庫県	明石市長	泉	房穂
兵庫県	洲本市長	上崎	勝規
兵庫県	芦屋市長	伊藤	舞
兵庫県	南あわじ市長	守本	憲弘
兵庫県	淡路市長	門	康彦
兵庫県	加古川市長	岡田	康裕
兵庫県	播磨町長	佐伯	謙作
和歌山県	和歌山市長	尾花	正啓
和歌山県	海南市長	神出	政巳
和歌山県	湯浅町長	上山	章善
和歌山県	由良町長	山名	実
岡山県	玉野市長	柴田	義朗
岡山県	笠岡市長	小林	嘉文
岡山県	備前市長	吉村	武司
岡山県	浅口市長	栗山	康彦
岡山県	瀬戸内市長	武久	顕也
広島県	広島市長	松井	一實
広島県	呉市長	新原	芳明
広島県	竹原市長	今榮	敏彦
広島県	三原市長	岡田	吉弘
広島県	尾道市長	平谷	祐宏

広島県	福山市長	枝廣	直幹
広島県	大竹市長	入山	欣郎
広島県	東広島市長	高垣	廣徳
広島県	廿日市市長	松本	太郎
広島県	江田島市長	明岳	周作
広島県	海田町長	西田	祐三
広島県	坂町長	吉田	隆行
山口県	下関市長	前田	晋太郎
山口県	宇部市長	篠崎	圭二
山口県	山口市長	伊藤	和貴
山口県	防府市長	池田	豊
山口県	岩国市長	福田	良彦
山口県	光市長	市川	熙
山口県	柳井市長	井原	健太郎
山口県	周南市長	藤井	律子
山口県	山陽小野田市長	藤田	剛二
山口県	周防大島町長	藤本	淨孝
山口県	上関町副町長	橋本	政
徳島県	小松島市長	中山	俊雄
徳島県	松茂町長	吉田	直人
香川県	高松市長	大西	秀人
香川県	丸亀市長	松永	恭二
香川県	坂出市長	有福	哲二
香川県	観音寺市長	佐伯	明浩
香川県	さぬき市長	大山	茂樹
香川県	東かがわ市長	上村	一郎
香川県	三豊市長	山下	昭史
香川県	土庄町長	岡野	能之
香川県	小豆島町長	大江	正彦

香川県	直島町長	小林	眞一
香川県	宇多津町長	谷川	俊博
香川県	多度津町長	丸尾	幸雄
愛媛県	松山市長	野志	克仁
愛媛県	今治市長	徳永	繁樹
愛媛県	宇和島市長	岡原	文彰
愛媛県	八幡浜市長	大城	一郎
愛媛県	新居浜市長	石川	勝行
愛媛県	西条市長	玉井	敏久
愛媛県	大洲市長	二宮	隆久
愛媛県	伊予市長	武智	邦典
愛媛県	四国中央市長	篠原	実
愛媛県	西予市長	管家	一夫
愛媛県	上島町長	上村	俊之
愛媛県	松前町長	岡本	靖
愛媛県	伊方町長	高門	清彦
愛媛県	愛南町長	清水	雅文
大分県	中津市長	奥塚	正典
大分県	姫島村長	藤本	昭夫
大分県	津久見市長	川野	幸男
大分県	佐伯市長	田中	利明